まちづくり委員会資料

請願第9号 川崎球場遺構保存に関する請願

建設緑政局

請 願 第 9 号 川 崎 球 場 遺 構 保 存 に 関 す る 請 願

1 川崎富士見球技場(旧川崎球場)について

〔概要〕

114	M S 1						
1	名称	川崎富士見球技場					
		(富士通スタジアム川崎)					
	所在地	川崎市川崎区富士見町2丁目					
	面積	【敷地全体】 17,798㎡					
		【人工芝】 10,260㎡					
	収容規模	約3,800席					
		(芝生席)約1, O41㎡					
	利用者数	平成28年度 196,930人					
		平成29年度 193,890人					
		平成30年度 193,247人					
	管理運営	指定管理者(平成27年度から)					
		川崎フロンターレ・					
1		東急コミュニティ共同事業体					

[位置図]



[写真]



2 これまでの経過

昭和27(1952)年 川崎スタジアム完成(外野フェンス設置)

昭和29(1954)年 夜間照明設備の設置

昭和30(1955)年 大洋球団の球場として使用開始

昭和35 (1960) 年 外野スタンド増設工事完成

昭和36(1961)年 照明設備の改修を実施(カクテル光線)、明るさが日本一

昭和52(1977)年 大洋球団の横浜への移転、ロッテ・オリオンズの球場に決定

外野フェンスへのラバー設置

昭和53(1978)年 夜間照明設備の改修

平成 3 (1991) 年 ロッテ球団が千葉県に移転を発表

アメリカンフットボール大学秋季リーグ戦の公式戦を初開催

平成 6 (1994) 年 アメリカンフットボール用ー塁側内野スタンド放送室の整備

平成12(2000)年 解体工事(内・外野スタンド、照明塔〈6基中の3基〉など)

平成17(2005)年 収容600席の仮設スタンド設置

平成18(2006)年 収容1000席の仮設スタンド設置

平成19(2007)年 アメリカンフットボール・ワールドカップ開催のため収容4000席へ増設

平成26(2014)年 メインスタンド及びバックスタンド竣工

平成27(2015)年 フィールド竣工(人工芝)

指定管理者制度及びネーミングライツ導入

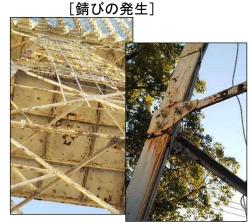




3 請願施設の現況

(1)照明塔

- ●照明設備を支える躯体(鉄製)について、錆びが多く発生するとともに、部材の一部に変形が見られるなど、劣化が進行している(右側の写真参照)。
- ●施設の老朽化が進んでいるため、新設照 明塔を設置した後、撤去する予定。



[部材の変形等]

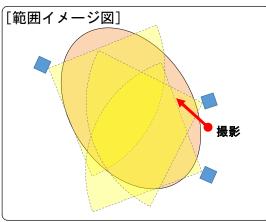


(2) 照明用電気設備

- ●鉄塔の中央部に設置されている変圧器について、 錆びが発生し、劣化が進行している(右側の写真 参照)。
- ●設置当時の仕様・構造が分かる書類が残っておらず、荷重計算等が行えないため、既設鉄塔に、新しく照明設備を入れ替えることが困難である。

(3) 照明範囲

- ●過去に実施した照明塔の撤去によって、現在の配置状況となり、範囲にバラつきや死角が生じている(下図「範囲イメージ」参照)。
- ●夜間の利用者から、場所によってボールが見づらい等 の意見が寄せられている。





[拡 大]

[状況写真]※奥の電光掲示板周辺が暗い。

(4) 外野フェンス

●平成12年度の解体工事の際に、撤去せずに残存しているフェンス(右側の写真参照)については、現在のところ、特に改修等の計画はなく、現況のまま利用していく予定としている。



4 文化財としての考え方

(1) 文化財の保護

- ●文化財は、歴史の中で自然環境や社会、生活を反映して育まれ継承されてきた地域の財産であり、 特に重要なものは国や県、市が指定・登録等を行い、保護している。
- ●制度の区分

		制度の区分	根拠法令等	指定等の要件・目的	制約等
		国指定文化財	文化財保護法	国民にとって重要な文化財を 指定し保護活用を図る。	現状変更や修理、輸 出の許可を要する。
法令・		県指定文化財	神奈川県文化財 保護条例	県民にとって重要な文化財を 指定し保護活用を図る。	現状変更、修理等に 制限
条例等で		市指定文化財	川崎市文化財保護 条例	市民にとって重要な文化財を 指定し保護活用を図る。	現状変更、修理等に 制限
で保護		国登録文化財	文化財保護法	国民にとって保存及び活用の ための措置が特に必要とされ るものについて緩やかな保護 措置を講じる。	外観の変更制限 現状変更等の届出
		174T1 TOV V 1P H7	川崎市地域文化財 顕彰制度要綱	法・条例による指定等を受け ていないものを顕彰・記録す ることによって活用を図る。	現状変更等の届出

(2) 市指定文化財

≪指定の手続き≫

- ●川崎市文化財保護条例に基づき、文化財の指定について、所有者からの申請もしくは同意があった場合は、川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は必要な調査を行い、川崎市文化財審議会(以下「審議会」という。)に諮問する。
- ●審議会は教育委員会からの諮問に応じ、文化財の指定について審議し、教育委員会に答申を行う。
- ●教育委員会は審議会から文化財の指定について答申があった場合は審議の上、指定し、告示を行う。

≪指定の状況≫

市指定文化財 115件(令和元年12月末日現在)

【内訳】建造物 19 件、絵画 32 件、彫刻 19 件、工芸 1 件、書跡 2 件、典籍 1 件、古文書 11 件、 考古資料 16 件、史跡 1 件、無形民俗文化財 3 件、有形民俗文化財 9 件、天然記念物 1 件 ※市指定文化財の建造物 19 件は、江戸時代の社寺建築等 10 件、江戸時代の名主の長屋門 2 件、日本民 家園内に移築保存されている古民家等 7 件の近世・近代の歴史的建造物である。

(3) 川崎富士見球技場(旧川崎球場)の現状と課題

- ●旧川崎球場のグラウンド及びスタンド等は、既に解体されて残っておらず、3基の照明塔と外野フェンスについては、旧川崎球場の一部が現存するものである。
- ●3基の照明塔及び外野フェンスについては老朽化が進行しており、特に、照明塔に関して、建替えが必要な状況となっている。

5 請願に対する本市の考え方

(1) 照明塔の改修

既存の施設については、設置された時期が古く、施設の補修によって現在の構造物を使用し続けることは困難な状況であるほか、フィールドにおける照明の当たり具合に対する改善が必要となっており、令和3年度までを目途に新たな照明塔の設置を計画している。外野フェンスについては、今のところ改修等の計画はなく、現在の構造物を今後も活用していく予定であるが、老朽化の状況に合わせて改修等の対応が必要になる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
調査計画	基礎調査 基本計画			
設計		実施設計		
工事			新設照明塔設置	既設照明塔撤去

(2) 市指定文化財の指定

現存する3基の照明塔及び外野フェンスについては、旧川崎球場の一部のみであり、球場自体の文化財 的価値は低減している状況であると見受けられること、また、老朽化による建替えが必要となっているこ とを踏まえると、3基の照明塔及び外野フェンスを文化財として保存していくことは難しいと考える。

(3) 川崎球場の歴史を伝える取組

管理事務所内において設置している展示ギャラリーのより一層の充実などにより、施設の歴史的価値を 後世に伝えることを通して、川崎富士見球技場に付加価値を持たせるよう取り組んでいく。

■展示ギャラリー

川崎球場を本拠地としていた1960年代の大洋 ホエールズや、1970~80年代のロッテオリ オンズに関するグッズや書籍を展示している。



■イベント

王貞治選手の700号ホームランや張本勲選手の3000本 安打など、川崎球場で記録された数々の歴史的出来事に光を 当てるイベントを実施しているほか、縁(ゆかり)のある 選手によるトークショーなどを開催している。



